

第 4 8 号議案

足立区育英資金条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区育英資金条例の一部を改正する条例

足立区育英資金条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の足立区育英資金条例の規定は、令和 3 年 2 月 1 3 日から適用する。

（提案理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。